

5 事業運営の基本方針

5.1 県内水道の将来像（あるべき姿）

(1) 基本理念

水道は、県民生活や事業活動、都市機能を維持するためのライフラインであり、都市活動に必要不可欠な基盤施設である。県内水道は、需要者である県民に、安全で安定した水道水を永続的に供給し、より良い水道サービスを提供していくことが求められる。

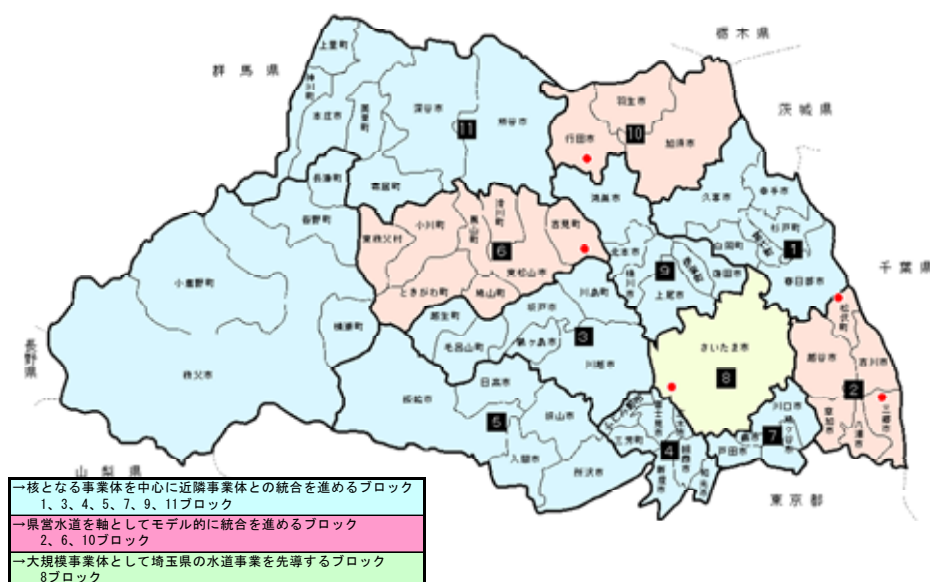
一方で、前章で記述したように水道事業が取り組むべき課題は山積している。特に、人口減少等の社会構造の変化に伴い、需要水量が減少し給水収益が減少すると懸念されていること、既存施設の更新や耐震化のための財政基盤の強化も急務であること、料金格差が生じていることについては、早急かつ適切な対応が必要と考える。

こうした課題に対しては、各水道事業者等が単独で取り組むことは困難とも考えられる。

そこで、本県の水道は、将来（おおむね半世紀先）の”水源から蛇口までを一元化した県内水道1本化”を見据え、広域化を段階的に取り組みつつ、水道事業の運営基盤強化を推進し、加えて、県民に利用し続けていただく水道を目指すこととする。

(2) 目標年度における広域化の形態

本構想の目標年度である20年後の広域化の形態については、3章で設定した広域化ブロックを3つの形態に分類し、県内12ブロック単位での広域化の実現を目指す。



広域化の形態（イメージ）

5.2 基本方針

基本理念に基づき、今後の課題を踏まえた上で、新たな基本方針及びそれぞれの施策の方向を次のとおり設定する。なお、基本方針は、「安心」、「安定」、「持続」、「環境」及び「国際」の5つの主要政策課題ごとに設定する。

【既構想と本ビジョンの基本方針の対照表⇒資料8】

本構想の基本方針及び施策の方向

(1) 安心快適な給水の確保 (安心)	(関連課題)
1) 水質管理体制の強化	①
2) 水質汚濁に対する適切な対応	②
3) 県民ニーズに応じた質的向上施策の検討	③、④
4) 給水水質の向上	⑤、⑥
(2) 災害対策等の充実 (安定)	(関連課題)
1) 利水安全度、地盤沈下を考慮した水源確保	⑦
2) 次世代に継承できる湯水・災害に強い水道の構築	⑧
(3) 経営基盤の強化、県民サービスの向上 (持続)	(関連課題)
1) 経営基盤強化、格差是正に向けた広域化の推進	⑨、⑩
2) 技術継承体制の整備	⑩、⑪
3) 計画的で合理的な設備投資	⑫、⑬
4) 高料金化の抑制	⑬
5) 県民サービスの向上	⑭、⑮
6) 計画管理の実践	⑯
(4) 環境・エネルギー対策の強化 (環境)	(関連課題)
1) 水資源の保全	⑰
2) 節水意識の向上	⑱
3) 環境に配慮した事業運営	⑰
(5) 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献 (国際)	(関連課題)
1) 国際貢献の推進	⑲

注) 関連課題の番号は、4.4 課題のまとめで抽出した課題番号に対応する。

6 目標達成のための実現方策の検討

6.1 具体的実現方策

各課題を解決し目標を達成するための具体的な実現方策を示す。また、具体的な目標値の設定が可能な方策については、平成 42 年度の目標値を併せて示す。

【既構想における水道整備推進方策の実施状況及び評価⇒資料 9】

(1) 安心快適な給水の確保（安心）

1) 水質管理体制の強化

- 原水水質や送配給水水質の水質監視施設を整備する。
- 今後の水質基準の改正に的確に対応し、水安全計画等の導入により、水質管理体制の強化を図る。
- 水質検査体制のあり方については、各水道事業者の自主性において、自己検査体制の充実や検査体制の広域化の採用、委託体制の強化を推進する。
- 水質検査の精度と信頼性を確保するため、ISO9001 や水道 GLP を参考として、信頼性保証体制の構築に努める。

2) 水質汚濁に対する適切な対応

- 水源水質の汚濁に対し、水源の存続や廃止等の検討を行い、水源を存続する場合には適切な浄水処理施設等の各種設備を整備する。特に、クリプトスポリジウム等に対応するための各種設備は早期に整備する。

3) 県民ニーズに応じた質的向上施策の検討

- 原水水質の動向やおいしい水への県民要望を踏まえて、高度浄水処理施設の導入や残留塩素管理の充実により、給水水質の質的向上に努める。

4) 給水水質の向上

- 給水管からの鉛溶出による水質悪化を防ぐため、鉛製給水管を早期に解消する。
- 貯水槽での水質劣化を防ぐため、直結給水の拡充や貯水槽水道の管理者に対する必要に応じた指導や助言を行う。

目標値の設定

業務指標（PI）		計算式	実績値 H20	目標値 H42	目標値の根拠
1117	鉛製給水管率（％）	$(\text{鉛製給水管使用件数} / \text{給水件数}) \times 100$	1.1	0 (H32)	水質の安全性に関する重要指標であることから、水道ビジョンでの「早期ゼロ」を考慮し、H32で0%に達するものと設定する。
1115	直結給水率（％）	$(\text{直結給水件数} / \text{給水件数}) \times 100$	88.8	95.0	近年の傾向よりH27には90%に達すると予想される。水質の安全性に関する重要指標であることから、努力目標値としての位置づけと事業者の努力だけでは改善できない側面を考慮し、H42に95%に達するものと設定する。
5115	貯水槽水道指導率（％）	$(\text{貯水槽水道指導件数} / \text{貯水槽水道総数}) \times 100$	10.6	30.0	H20年実績をブロック別に見ると、最低0%、最高29.4%と差が大きい。ブロック別の最大レベルである30%を最低水準として、H42で30%以上と設定する。

(2) 災害対策等の充実（安定）

1) 利水安全度、地盤沈下を考慮した水源確保

- 渇水時にも需要に応じた供給を可能にするため、早期のダム完成に向けて建設促進を求める。
- 地盤沈下を防ぐため、地下水から表流水への転換や地下水の適正な取水に努める。

2) 次世代に継承できる渇水・災害に強い水道の構築

- 次世代に継承できる水道を構築するため、老朽施設の改良や更新に取り組む。特に、地震に対して脆弱な石綿セメント管は早期に解消する。
- 渇水・災害に強い水道を構築するため、施設や管路の耐震化、配水ブロック化、隣接市町村間の連絡管整備、応急給水拠点の整備等に取り組む。特に、基幹構造物・基幹管路の耐震化は、積極的に推進する。
- 危機管理マニュアルの整備等を行い、災害時に対応する危機管理体制を確保する。

目標値の設定

業務指標（PI）		計算式	実績値 H20	目標値 H42	目標値の根拠
2104	管路の更新率（％）	$(\text{更新された管路延長} / \text{管路総延長}) \times 100$	1.03	2.00	1.03％では現在の管路を97年使用する計算となる。管路の耐用年数40年より管路更新率2.5％が望ましいが、多大な更新費用が必要となる。そのため、H42年における管路の耐震化率50％を目指し、管路更新率を2.0％（更新延長約520km/年）に設定する。
	石綿セメント管率（％）	$(\text{石綿セメント管延長} / \text{管路総延長}) \times 100$	4.2	0 (H30)	近年の傾向から5年後には0％に達すると予想されるが、事業者間に較差のある指標であるため、H30年に0％に達するものと設定する。
2207	浄水施設耐震率（％）	$(\text{耐震対策の施されている浄水施設能力} / \text{浄水施設能力}) \times 100$	16.9	60.0	施設更新が積極的に実施され、浄水施設更新率を1.5％/年（耐用年数60年より）とした場合、H42年にはおおむね50％となるが、耐震補強や浄水場統廃合による耐震化率上昇を考慮し、60％と設定する。
2209	配水池耐震施設率（％）	$(\text{耐震対策の施されている配水池容量} / \text{配水池総容量}) \times 100$	39.2	75.0	施設更新が積極的に実施され、配水池更新率を1.5％/年（耐用年数60年より）とした場合、H42年にはおおむね72％となるが、耐震補強による耐震化率上昇を考慮し、75％と設定する。
2210	管路の耐震化率（％）	$(\text{耐震管延長} / \text{管路総延長}) \times 100$	10.3	50.0	管路更新率を2.0％（約520km/年）とし、H42年に50％に達するものと設定する。（H42年での100％達成は困難であるため、100％の半数値であり、達成可能な目標値として50％を掲げる。）
	基幹管路耐震化率（％）	$(\text{基幹管路の耐震管延長} / \text{基幹管路総延長}) \times 100$	16.9	100.0	県全体の管路延長（約26,200km）の約17％（約4,570km）が基幹管路である。更新管路（約520km/年）の約4割（約200km）を基幹管路の更新とし、H42年に100％に達するものと設定する。
2205	給水拠点密度（箇所 / 100 km ² ）	$(\text{配水池} \cdot \text{緊急貯水槽数} / \text{給水区域面積}) \times 100$	24	50	H20現在は全国平均値より低い状況である。水道用水供給事業者の送水管に付属する空気弁を活用すると、おおむね50程度となり全国平均レベルと同等となる。そのため、H42で50以上と設定する。
2217	警報付施設率（％）	$(\text{警報付施設数} / \text{全施設数}) \times 100$	34.1	50.0	H20現在は全国平均値より低い状況である。全国平均レベルの50％を最低水準として、H42で50％以上と設定する。

(3) 経営基盤の強化、県民サービスの向上（持続）

1) 経営基盤強化、格差是正に向けた広域化の推進

- 県内水道一元化を最終目標に、県内12ブロック化を早期に実現するため、ブロック単位での広域化を積極的に推進する。
- 事業統合前に各水道事業者の経営基盤を強化し、水道事業者間の格差を極力少なくするため、ブロック内のソフト統合^{vii}を実施する。
- 20年後の垂直統合（経営統合）に向けて、水道用水供給事業者は、末端給水のノウハウを蓄積するとともに、水質管理センターの拡充や水運用センター構想の確立等を検討する。

vii 営業業務の一体化、維持管理業務の一体化等

目標値の設定

項目	計算式	実績値 H20	目標値 H42	目標値の根拠
水道用水供給事業者、水道事業者の数	-	1水道用水供給事業者 65水道事業者	1水道用水供給事業者 12水道事業者	平成42年度に県内12ブロックが実現すると想定し設定

2) 技術継承体制の整備

- 事業の管理体制に対しては、公民連携等により職員減少に対応でき、かつ、技術が継承される抜本的な対策を検討・実施する。
- 民間企業の活用には、第三者委託制度やDBO等の戦略的なアウトソーシングの導入に努めるとともに、導入後の水道事業者側の検証体制を確立する。
- これまで蓄積した技術を将来に継承していくため、水道事業者内外の技術者交流体制の確立や高齢技術者による人材の育成、再任用制度の活用に努める。

3) 計画的で合理的な設備投資

- 施設整備（更新）計画は、アセットマネジメント等による長期的な事業及び財政収支の見通しに基づいた、計画的な設備投資とする。
- 施設整備（更新）計画は、水需要に応じた施設規模のダウンサイジングや広域化を見据えた水供給システムの再構築を図った、合理的な設備投資とする。

4) 高料金化の抑制

- 必要に応じて、高料金にならないよう長期的な財政収支計画に基づいた料金水準を検討する。

5) 県民サービスの向上

- 県民への説明責任を果たし、事業に対する理解を深めていただくため、県民が必要とする情報や知りたい情報を的確にわかりやすく提供するとともに、県民のニーズを適宜把握し、そのニーズに応じたサービスの提供に努める。

6) 計画管理の実践

- 各施策・方策の推進にあたっては、具体的な目標値を設定するとともに、適宜目標の達成状況の確認・公表を行い、目標達成に向けた施策・方策の改善を継続的に実施する。

(4) 環境・エネルギー対策の強化（環境）

1) 水資源の保全

- 水循環系の関係者と連携・協力して、水源保全や水資源の有効利用に努める。
- 水資源を有効に利用するため、老朽管の更新や漏水調査等を実施し、有効率の向上に努める。
- 健全な水循環系の構築に向けて、県民の果たす役割について広報を通じて啓発する。

目標値の設定

業務指標（PI）		計算式	実績値 H20	目標値 H42	目標値の根拠
	有効率（％）	年間有効水量 / 年間給水量 × 100	94.9	98.0	県内12ブロックの実現により、いずれの事業者も大規模事業者となることから、国が水道ビジョンで掲げている「大規模事業者の有効率の目標値 98%以上」を参考にして設定

2) 節水意識の向上

- 水道水の適切かつ合理的な使用や、緊急時における飲料水確保に関する啓発を行う。

3) 環境に配慮した事業運営

- より環境負荷の少ない水供給システムを構築するため、施設の拡張や更新、統廃合にあたっては、省エネルギー^{viii}や資源の再利用^{ix}など、環境負荷低減方策の導入に努める。
- 環境に配慮した経営を進めるため、環境会計の導入や ISO14001 の取得等に努める。

目標値の設定

業務指標（PI）		計算式	実績値 H20	目標値 H42	目標値の根拠
4001	配水量 1m ³ 当たり電力消費量（kwh / m ³ ）	全施設の電力使用量 / 年間配水量	0.27	0.24	国が水道ビジョンで掲げている「単位水量当たり電力使用量 10% 削減」を参考にして設定

viii ブロック化、自然流下による送配水、ポンプのインバータ制御等

ix クローズドシステム、浄水発生土のリサイクル等

(5) 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献（国際）

1) 国際貢献の推進

- 国際協力を通じた水道技術の移転に貢献するため、職員の海外派遣や海外水道事業者の受け入れ等による国際交流を推進する。
- 国際貢献を視野に入れ、国際貢献に携わる人材の確保・育成に努める。

目標値の設定

業務指標（PI）		計算式	実績値 H20	目標値 H42	目標値の根拠
6001	国際技術等協力度（人・週）	人的技術等協力者数×滞在週数	65	220	県内12ブロック（大規模10水道事業者）の実現により、いずれの事業者もさいたま市のような国際貢献が可能と想定し、他都道府県の平成20年度実績の最高水準に達するものとして設定
6101	国際交流数（件）	年間人的交流件数	12	70	

県内水道事業者等の合計値

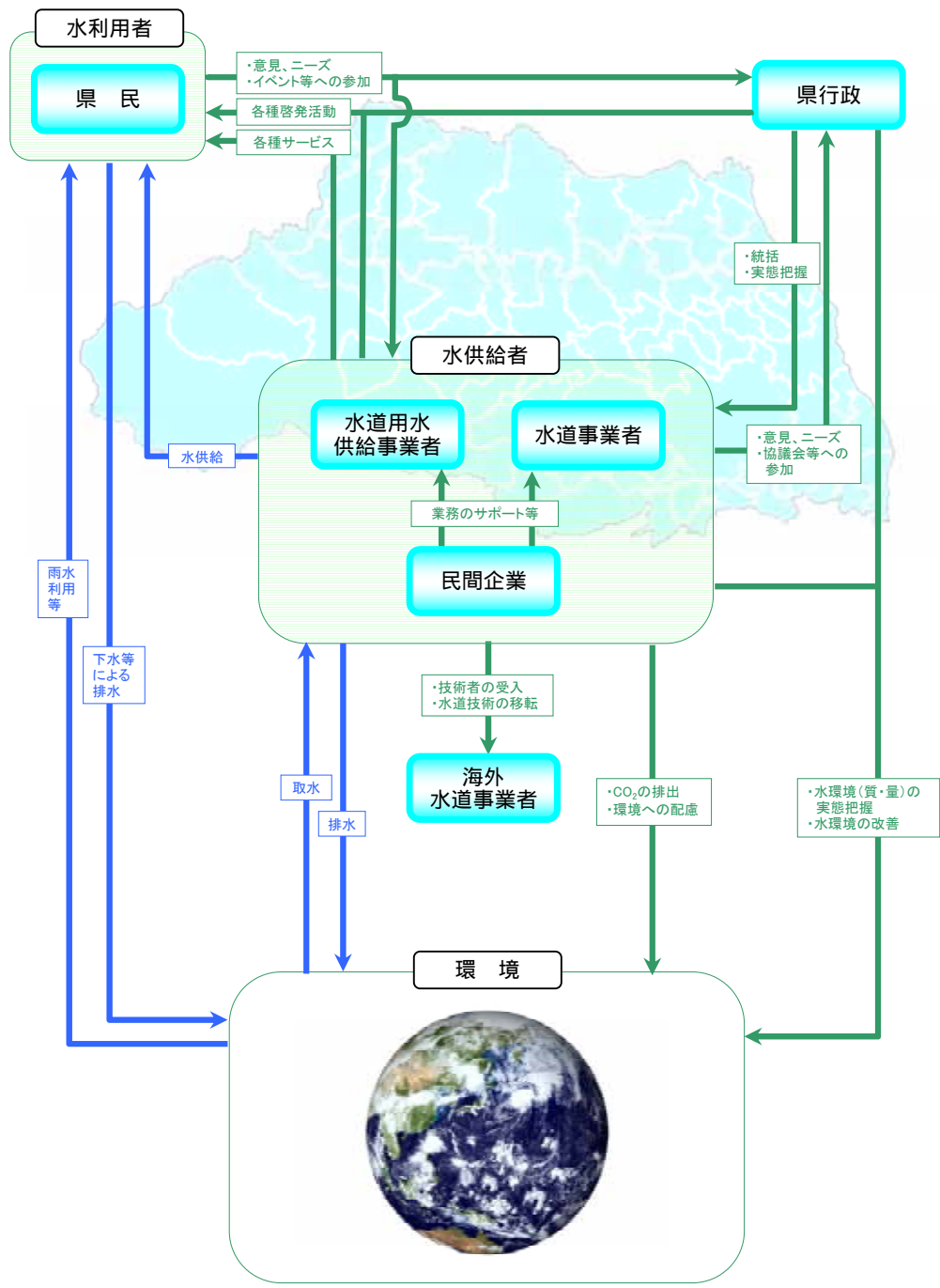
6.2 実現方策の実施スケジュールと役割分担

(1) 関係者の主な役割

各実現方策を推進し目標を達成するにあたって、県行政、水道用水供給事業者、水道事業者、民間企業及び県民（以下「関係者」という。）が果たすべき主な役割を下表に示す。また、次頁に関係者の相関図（イメージ）を示す。

関係者の主な役割

関係者	主な役割
県行政	各実現方策の実施主体である水道用水供給事業者及び水道事業者の統括的な役割を担っており、構想や計画の策定、実施主体の実態把握、実施主体への指導・助言・情報提供、水道職員の教育・啓発の場の設定、災害時の水道事業者と関係機関との連絡調整等を行う。また、県民に対して災害時の水の備蓄や渇水時の節水など啓発を行う。さらに、県内 12 ブロック化、20 年後の垂直統合に向けては、水道事業者間の調整や広域化方策の実行を支援するなど、コーディネーターとしての役割を担う。
水道用水供給事業者	目標達成に向けて、各種実現方策の実施主体としての役割を担う。また、県全体給水量の 7 割以上を供給していることから、水源の安定性確保に向けて重要な役割を担うとともに、20 年後の垂直統合に向けて、広域化方策を実行に移すためのリーダー的役割を担う。
水道事業者	目標達成に向けて、各種実現方策の実施主体としての役割を担う。また、県内 12 ブロック化の早期実現に向けて、各ブロックの核となる水道事業者は、広域化方策を実行に移すためのリーダー的役割を担う。
民間企業	自らが持つ技術力やノウハウを活用し、各種実現方策の実施主体である水道用水供給事業者及び水道事業者を、一般委託や第三者委託、PFI、DBO等の民間活用形態によってサポートする役割を担う。
県民	水道水の利用を含め実施主体からのサービスを受取る役割のほかに、目標達成や各種サービスの向上に向けて、以下の役割を担う。 <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会・モニター・見学会・イベント等への参加（事業に対する関心・理解の向上） ● 水道に対する意見や苦情等の発信（県民ニーズの把握） ● 宅内の鉛製給水管の更新、貯水槽水道の適正な管理等（給水水質の向上） ● 災害時の水の備蓄、応急給水場所の把握等（災害対策の向上） ● 節水を意識した水利用（水資源の有効利用）



- : 関係者
- : 水の流れ
- : 役割・働きかけ等

関係者の相関図 (イメージ)

(2) 方策ごとの実施スケジュールと役割分担

各実現方策の実施スケジュール及び役割分担を以下に示す。

県内水道における課題には、緊急性が高く早期に対応すべき課題や多大な投資が必要な課題、長期にわたって継続的に対応していく課題等があることから、方策の実施スケジュールは、対応する課題の緊急性や財政状況等を勘案し4つに分類した。特に赤矢印に分類した方策は、緊急課題に対して短期的に実施する方策（重点取り組み方策）として位置づける。

実現方策の実施スケジュール及び役割分担（1/2）

基本方針	施策	具体的方策	実施スケジュール					関係者の役割				
			現在	H27	H32	H37	H42	県行政	水道用 水供給 事業者	水道 事業者	民間 企業	県民
(1) 安心快適な給水の確保 “安心”												
1) 水質管理体制の強化		●原水水質や送配給水水質の水質監視施設の整備	---	---	---	---	→	□	◎	◎		△
		●今後の水質基の改正への的確な対応、水安全計画等の導入による水質管理体制の強化	---	---	---	---	→	□	◎	◎		△
		●各事業者の自主性による、自己検査体制の充実、検査体制の広域化の採用、委託体制の強化の推進	---	---	---	---	→	□	◎	◎	○	△
		●水質検査の精度と信頼性を確保するためのISO9001や水道GLPを参考とした信頼性保証体制の構築	---	---	---	---	→	□	◎	◎	○	△
2) 水質汚濁に対する適切な対応		●水質汚濁に対し水源の存続や廃止等の検討を行い、水源存続の場合は適切な浄水処理施設等の各種設備を整備 ☆クリプトスピリジウム等への早期対応	→									
3) 県民ニーズに応じた質的向上施策の検討		●原水水質の動向やおいしい水への県民の要望を踏まえた、高度浄水処理施設や残留塩素管理の充実	→									
4) 給水水質の向上		●給水管からの鉛溶出による水質悪化を防ぐための鉛製給水管の早期解消 ●貯水槽での水質劣化を防ぐための直結給水の拡充や貯水槽水道の管理者に対する必要に応じた指導や助言	→	→								
(2) 災害対策等の充実 “安定”												
1) 利水安全度、地盤沈下を考慮した水源確保		●渇水時にも需要に応じた供給を可能にするための早期ダム完成に向けた建設促進の要求 ●地盤沈下防止のための地下水から表流水への転換や地下水の適正な取水	→									
2) 次世代に継承できる渇水・災害に強い水道の構築		●次世代に継承できる水道を構築するための老朽施設の改良・更新への取り組み ☆石綿セメント管の早期解消	→									
		●渇水・災害に強い水道を構築するための施設や管路の耐震化、配水ブロック化、隣接市町村間の連絡管整備、応急給水拠点の整備などへの取り組み ☆基幹構造物の耐震化 ☆基幹管路の耐震化	→	→	→	→	→					
		●危機管理マニュアルの整備等による災害時に対応する危機管理体制の確保	→									
			→									

実施スケジュールの凡例	
	: 緊急課題に対して、短期的に実施する方策【重点取り組み方策】
	: 緊急課題に対して、財政状況等を勘案し、目標年度までに計画的に実施する方策
	: 緊急課題以外の課題に対して、継続的に実施する方策
	: 緊急課題以外の課題に対して、状況に応じて適宜実施する方策

関係者の役割の凡例	
◎	: 実施主体
□	: 実施主体に対する指導やモニタリング、実施主体間の調整等
○	: 実施主体が行う業務のサポートや方策への協力等
△	: 実施主体からのサービスの享受

実現方策の実施スケジュール及び役割分担 (2/2)

基本方針	施策	具体的方策	実施スケジュール					関係者の役割					
			現在	H27	H32	H37	H42	県行政	水道用水供給事業者	水道事業者	民間企業	県民	
(3) 経営基盤の強化、県民サービスの向上 "持続"													
1) 経営基盤強化、格差是正に向けた広域化の推進	●県内12ブロック化を早期に実現するためのブロック単位での広域化の積極的な推進		→					□	◎	◎		△	
		●事業統合前に経営基盤を強化し格差を極力少なくするため、ブロック内のソフト統合を実施	→						□	◎	◎	○	△
		●水道供給事業者による末端給水のノウハウの蓄積、水質管理センターの拡充、水運用センター構想の確立等の検討	→						□	◎			△
	2) 技術継承体制の整備	●公民連携等により職員減少に対応でき、かつ、技術が継承される抜本的対策の検討・実施	→						◎□	◎	◎		△
		●第三者委託制度やD・B・Oなどの戦略的なアウトソーシングの導入、導入後の水道事業者側の検証体制の確立	→						□	◎	◎	○	△
		●水道事業者内外の技術者交流体制の確立や高齢技術者による人材の育成、再任用制度の活用	→						□	◎	◎		△
3) 計画的で合理的な設備投資	●アセットマネジメント等による長期的な事業及び財政収支の見通しに基づいた計画的な設備投資	→						□	◎	◎		△	
	●水需要に応じた施設規模のダウンサイジングや広域化を見据えた水供給システムの再構築を図った合理的な設備投資	→						□	◎	◎		△	
4) 高料金化の抑制	●高料金にならない長期的な財政収支計画に基づいた料金水準の検討	→						□	◎	◎		△	
5) 県民サービスの向上	●県民への説明責任を果たし、事業に対する理解を深めるための、県民が必要とする情報や知りたいたい情報の提供や県民のニーズに応じたサービスの提供	→						□	◎	◎		○△	
6) 計画管理の実践	●具体的な目標値の設定、目標の達成状況の確認・公表、目標達成に向けた施策・方策の改善	→						□	◎	◎		○△	
(4) 環境・エネルギー対策の強化 "環境"													
1) 水資源の保全	●水循環系の関係者と連携・協力した水源保全や水資源の有効利用	→						◎□	◎	◎			
	●老朽管の更新や漏水調査等の実施による有効率の向上	→						□	◎	◎	○		
	●健全な水循環系構築に向けた県民の果たす役割についての啓発	→						◎□				○	
2) 節水意識の向上	●水道水の適切かつ合理的な使用や緊急時の飲料水確保に関する啓発	→						◎□		◎		○	
3) 環境に配慮した事業運営	●省エネルギーや資源の再利用などの環境負荷低減方策の導入	→						□	◎	◎			
	●環境に配慮した経営を進めるための環境会計の導入やISO14001の取得	→						□	◎	◎			
(5) 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献 "国際"													
1) 国際貢献の推進	●職員の海外派遣や海外水道事業者の受け入れ等による国際交流の推進	→						□	◎	◎			
	●国際貢献を視野に入れた人材の確保・育成	→						□	◎	◎			

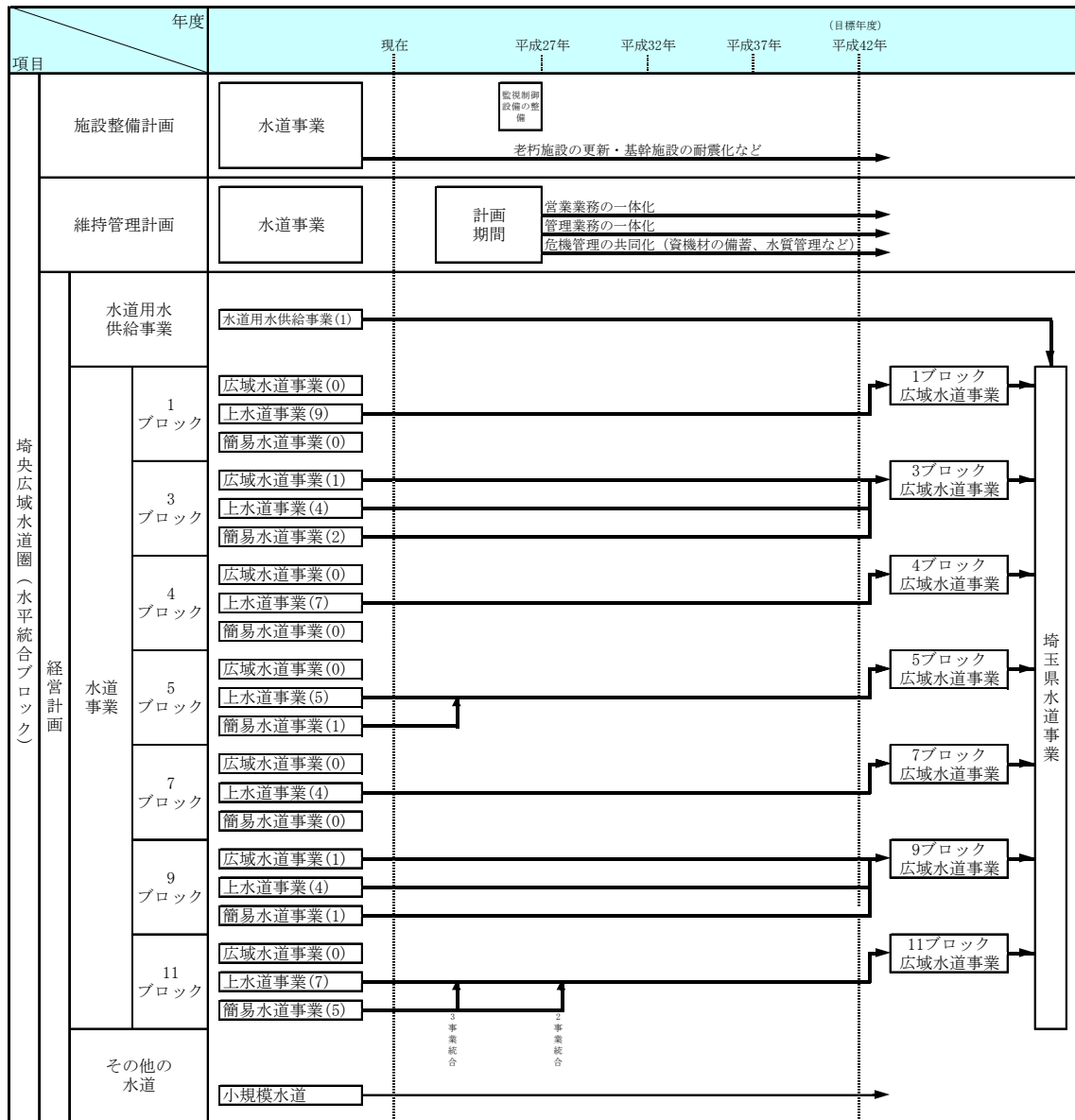
実施スケジュールの凡例	
	: 緊急課題に対して、短期的に実施する方策【重点取り組み方策】
	: 緊急課題に対して、財政状況等を勘案し、目標年度までに計画的に実施する方策
	: 緊急課題以外の課題に対して、継続的に実施する方策
	: 緊急課題以外の課題に対して、状況に応じて適宜実施する方策

関係者の役割の凡例	
◎	: 実施主体
□	: 実施主体に対する指導やモニタリング、実施主体間の調整等
○	: 実施主体が行う業務のサポートや方策への協力等
△	: 実施主体からのサービスの享受

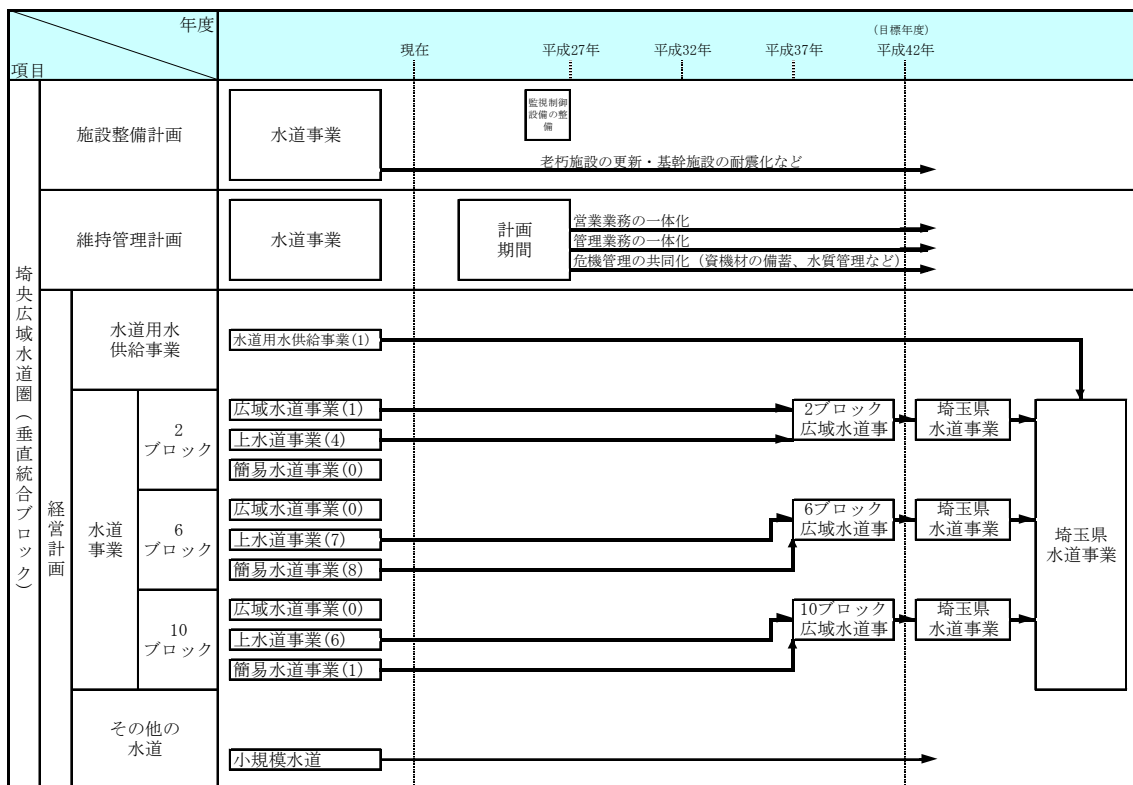
6.3 圏域別の将来年次計画

6.2 (2) では、各実現方策の実施スケジュールを示したが、ここでは、広域化を推進し目標を達成するための施設整備計画、維持管理計画及び経営計画の将来年次計画を圏域別に示す。

将来年次計画（埼玉広域水道圏（水平統合ブロック））

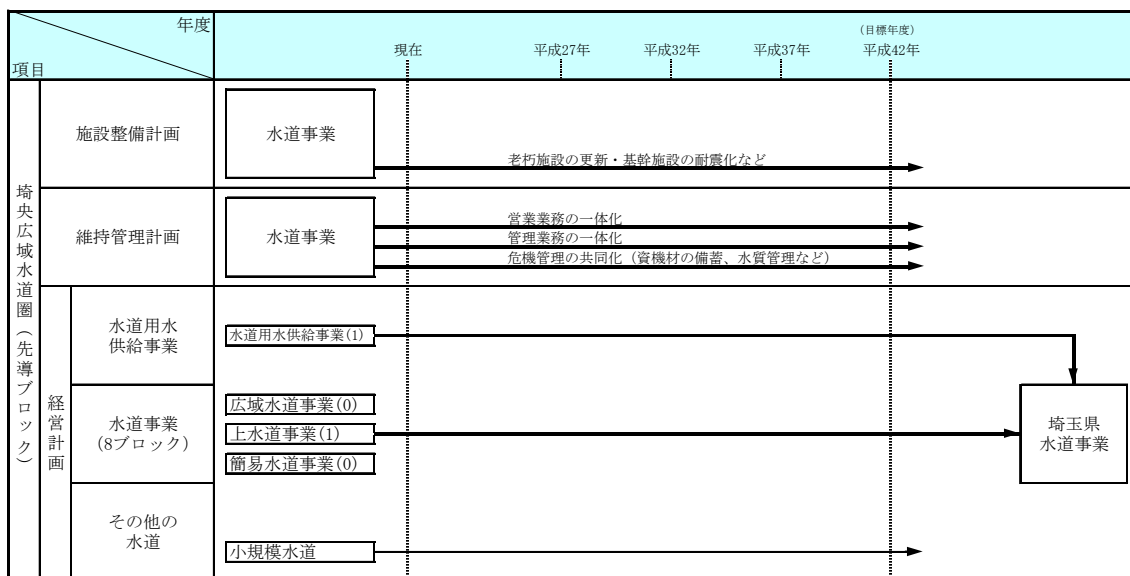


将来年次計画（埼玉広域水道圏（垂直統合ブロック））



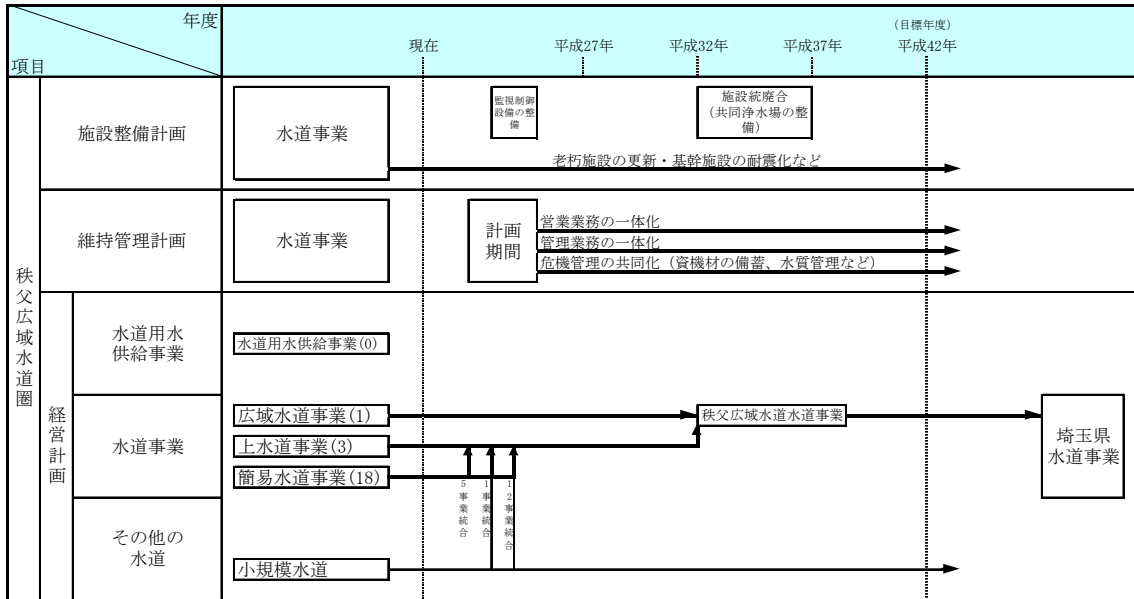
※（ ）は平成20年度末現在の事業数

将来年次計画（埼玉広域水道圏（先導ブロック））



※（ ）は平成20年度末現在の事業数

将来年次計画（秩父広域水道圏）



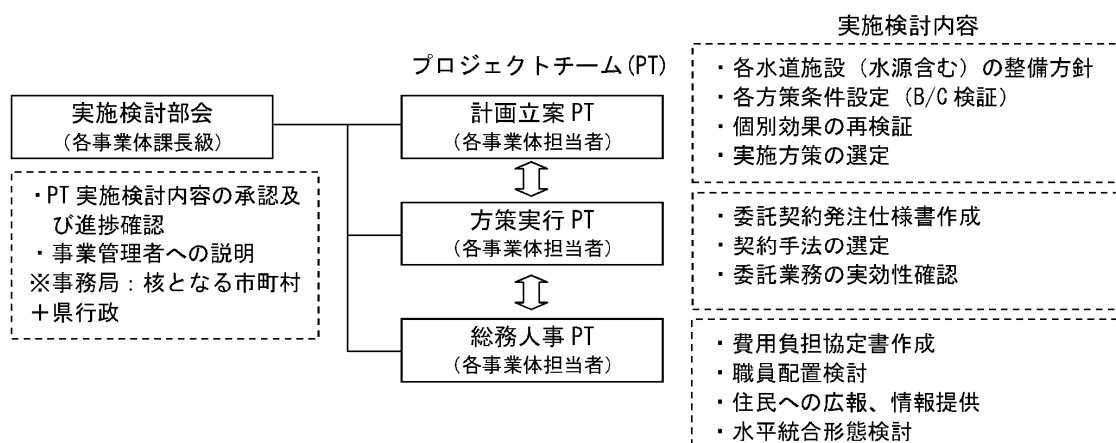
6.4 広域化推進体制の構築

広域化は、「経営基盤の強化」に有効な方策の1つである。

広域化の推進にあたり、広域化の必要性は水道事業者間で概ね共通認識が醸成されているものの、広域化による効果が実施計画レベルで検討されていないことや、広域化の重要度や緊急度に水道事業者間で温度差があることから、広域化を計画的かつ効率的に推進していくための推進体制の構築が重要である。

□ 水道広域化方策実施検討部会(仮称) □

費用対効果を確認しながら広域化方策を実行に移していくための場として、水道広域化方策実施検討部会(仮称)を設置する。水道広域化実施検討部会(仮称)はブロック別に設置し、その運営は、核となる水道事業者を中心にブロック内の水道事業者で実施する。県行政は積極的にコーディネートを行い、検討内容によっては、水道用水供給事業者、県民及び専門的な知識を持つ有識者など第三者もオブザーバーとして参加する。

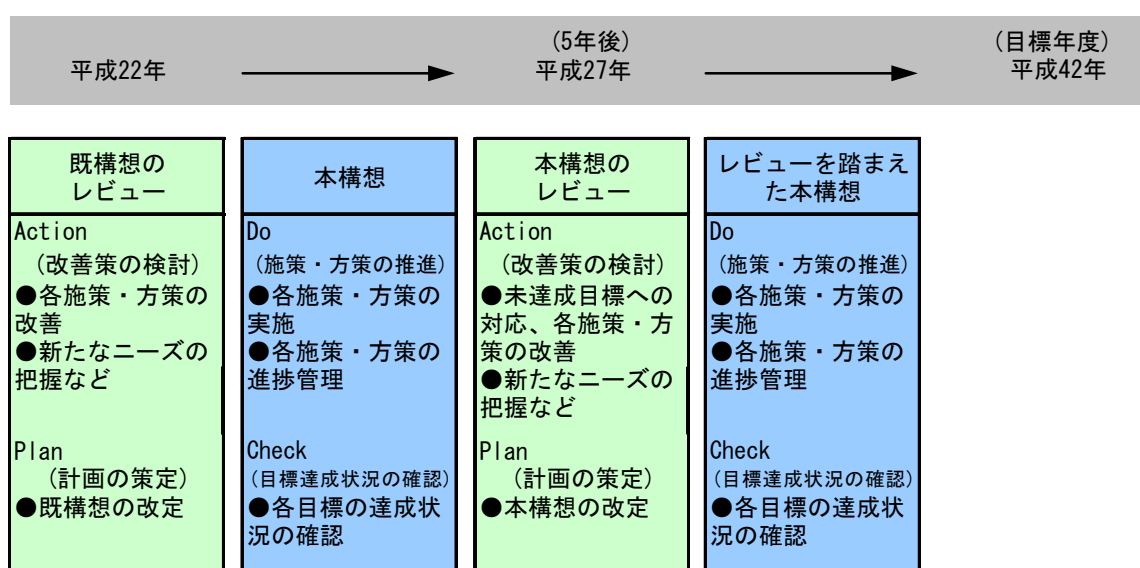


水道広域化実施検討部会(仮称)の構成及び検討内容

7 フォローアップ

本構想の各施策・方策の進捗状況や目標の達成状況、本構想改定後に生じる県内水道を取り巻く環境の変化や県民の新たなニーズを踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、施策・方策の追加・見直しについて今後も適宜再検討を行うことが重要である。

そのため、次回のレビューは、中長期的な対応に向けての施策の進捗状況等を適宜公表しつつ、本構想改定後5年目を目処に行うこととする。



PDCA サイクルによるレビュー (イメージ)